

香川高等専門学校情報基盤センター委員会規程

平成 23 年 3 月 3 日制定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、香川高等専門学校内部組織規則（以下「規則」という。）第 17 条第 3 項及び香川高等専門学校情報基盤センター規程第 9 条第 2 項の規定に基づき、香川高等専門学校情報基盤センター委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、香川高等専門学校情報基盤センター（以下「センター」という。）に関する次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 センターの業務に関すること。
- 二 センターの利用計画に関すること。
- 三 校内情報システムに関わる情報セキュリティに関すること。
- 四 その他センターの管理運営に関すること。

(組織及び任期)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもつて組織する。

- 一 センター長
- 二 副センター長
- 三 一般教育科から選出された各キャンパス 1 名の教員
- 四 各学科から選出された各 1 名の教員
- 五 総務課長，学務課長及び学生課長
- 六 その他校長の指名する者

2 委員は、校長が委嘱する。

3 第 1 項第三号，第四号及び第六号の委員の任期は，1 年とし，再任を妨げない。ただし，欠員を生じた場合の後任者の任期は，前任者の残任期間とする。

(運営)

第 4 条 委員会に委員長を置き，センター長をもつて充てる。

2 委員長は，委員会を招集し，その議長となる。

3 委員長に事故あるときは，あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代する。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員長は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第6条 委員会の事務は、総務課において処理する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。